

3. 計画期間

計画期間：2019～2026年度

本計画の計画期間は、第6次瀬戸市総合計画（2017～2026年度）や瀬戸市都市計画マスタープラン（2017～2026年度）、瀬戸市都市交通マスタープラン（2018～2026年度）を考慮し、5年後の2023年度までの短期計画と、2026年度までの中長期計画を策定します。

4. 計画の位置付け

本計画は、交通政策基本法の理念を受けて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に基づき、第6次瀬戸市総合計画、瀬戸市都市計画マスタープラン、瀬戸市都市交通マスタープランなどの上位計画を踏まえたものとしします。

■瀬戸市地域公共交通網形成計画の位置付け

